

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
近江八幡市	西庄町	令和4年12月4日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	35.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農家の高齢化、後継者不足という課題に対処するため、地域内に農業法人を設立した。しかし、西庄集落の中心経営体である農事組合法人の設立時期が遅かった。したがって、入作を希望されていた他の地区の耕作者面積が非常に多いのが西庄集落の特徴である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

西庄地区の転作(麦作)については、他集落の認定農業者の耕作地を除くと、農事組合法人と個人の認定農業者が全てを担っている。今後、水稲作についても転作(麦作)と同様な形態を目指していきたい。

西庄集落の農地利用は、中心経営体である農事組合法人や個人の認定農業者が担う。しかし、入作を希望される認定農業者の受入れも促進する。

農業に携わる者の高齢化が進む中、今後担い手不足が予想される。地区内での農事組合法人及び個人の認定農業者の担い手確保が今後の課題である。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	6経営体	水稲、麦	32.3 ha	水稲、麦	32.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

西庄地区の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。

小規模経営が故に、米、麦、蕎麦等の土地利用型作物以外に収益性の高い作物の生産に取り組む。

消費者への直販に取り組む。そのための方策として、米及び野菜の差別化を図り、商品力アップに取り組む。